

平成 29年(行コ)第4号

遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

大阪高等裁判所 第6民事部 裁判官 御中

**下岡貞治さん過労死労災不支給処分取り消し事件
公正な判決によって過労死のない職場をつくるための要請署名**

下岡貞治さんは、電池パックの設計開発業務の技術者として、京都の会社で働いていました。平成21年11月に会社の事業移管に伴い転籍入社となり、翌月の12月から兵庫県淡路島に単身赴任で働いていましたが、平成22年1月20日に31歳で過労死しました。

転籍後の仕事の内容や量についても大きな変化がありましたが、経験者ということで充分なサポートも受けられない中、時間外労働も増え心労が増大しました。翌年には、顧客都合の突然の東京出張とそれに伴う準備作業が重なり、死の直前には連日深夜近くまでの長時間労働が重なるなど、困難な業務が短期間の間に立て続けに発生しました。

転勤前には、なんら持病もなく体調不良を訴えることなく健康に働いて貞治さんが、淡路島への単身赴任、慣れない業務システムへの対応、上司や同僚からの重圧、不充分な支援体制などにより精神的に追い詰められうつ病を発症し、死に至ったのは業務が原因によるものです。

貴裁判所におかれましては、大阪地裁では解明されなかった転籍者に対する職場での支援体制、経験したことのないタイプの電池パックの設計、顧客の過大な要求など、直前の出張業務に伴う過重性などの事実をもとに、31歳で健康な貞治さんがなぜ死に至ったかということを明らかにし、二度と同じ悲劇で苦しむ人を生み出さないことを求めます。

「貞治さんの死を無駄にしないで欲しい」

過労死のない職場をつくるために、公正な判決をお願い致します。

氏 名	住 所

署名集約連絡先

京都労災職業病対策連絡会議・働くもののいのちと健康を守る京都センター

〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都B F

☎ (075) 803-2004 fax (075) 803-2134